

国立大学法人東京学芸大学男女共同参画推進本部要項の一部改正について

改正理由：男女共同参画支援室の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 前条第1項第2号の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 推進本部の庶務は、関係部課の協力を得て総務部人事課が処理する。 (要項の改廃)</p> <p>第7条 この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。 (補則)</p> <p>第8条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、推進本部が定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要項は、令和2年7月9日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>2 男女共同参画支援室コーディネーターの取扱い（平成26年3月26日制定）及び男女共同参画支援室カウンセラーの取扱い（平成26年3月26日制定）は廃止する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 前条第1項第2号の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>(支援室)</u></p> <p><u>第6条 推進本部の業務を円滑に実施するため、推進本部に男女共同参画支援室（以下「支援室」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 支援室に室長を置き、本部長をもって充てる。</u></p> <p><u>3 支援室に、必要に応じて、コーディネーター、カウンセラー、その他必要な職員を置くことができる。</u></p> <p><u>4 支援室に、教職員及び学生の男女共同参画に関する相談に対応するため、相談窓口を置く。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 推進本部の庶務は、関係部課の協力を得て総務部人事課が処理する。 (要項の改廃)</p> <p>第8条 この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。 (補則)</p> <p>第9条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、推進本部が定める。</p> <p>〔省略〕</p>